# 『漢書』

百官公卿表訳注稿 六

一七、太子太傅・少傅

#### 原文

夫(4)・〔中〕庶子・〔庶子〕(5)・先馬(6)・舍人(7)。 太子太傅(1)・少傅(2)、古官(3)。屬官有太子門大

#### 訓読

7 子門大夫(4)・中庶子・庶子(5)・先馬(6)・舎人有り 太子太傅(1)・少傅(2)は、古官なり(3)。属官に太

子先馬(6)・太子舎人がある(7)。 属官に太子門大夫(4)・太子中庶子・太子庶子(5)・太 太子太傅 (1) :太子少傅 (2) は、上古の官である(3)。

#### 注釈

大川俊隆

門田

明

村元健一 吉村昌之 米田健志

『漢書』百官公卿表研究会

(1)補注 印とする。太傅は一人、官秩は真二千石。師の如く礼遇 書弁疑』巻九)。 する。新は改名して太子師とした」とある(以上、『漢 印文には章という。以下二百石に至るまでいずれも通官 銭大昭がいう。『漢旧儀』に「皇太子は黄金印、亀紐

少傅は臣と称するが、太傅は臣と称さない」という。 文書を発給する際には、令とはいわない。太子に対して 太子少傅)に対して弟子の礼をとる。どちらに対しても 職官一二)は「漢魏の故事として、太子は二傅(太子太傅 礼遇し、属官はない」とある。杜佑(『通典』巻三〇 百官志四に「職は太子を輔導することを掌る。師の如く 儒林伝・循吏伝・外戚伝に見える。後漢は前漢に因った。 周亜夫伝・叔孫通伝・衛綰伝・夏侯勝伝・師丹伝・石奮伝 広伝・韋玄成伝・魏相伝・丙吉伝・蕭望之伝・張禹伝・ 王先謙がいう。太子太傅の例は、食貨志・卜式伝・疏

例」「しきたり」のことである[邢義田 一九八七」。皇帝が命令を発する際に「制」「詔」と称したが、師で皇太子および諸侯王の文書では「令」と称したが、師で皇太子および諸侯王の文書では「令」と称したが、師で皇太子および諸侯王の文書では「令」と称したが、師で皇太子および諸侯王の文書では「令」と称したが、師で皇帝が命令を発する際に「制」「詔」と称したように、

(3)|補注| 周寿昌がいう。『礼記』文王世子に「太傅は前に(3)|補注| 周寿昌がいう。『礼記』文王世子に「太傅は前にのった」という(以上、『漢書注校補』巻一二・を開く。十五歳になれば太傅を置き、これに経典を教え、その知力を開く。十五歳になれば太傅を置き、これに経典を教え、その志を導く」とある。胡三省(『資治通鑑』巻一二・漢紀四・高祖一一年の注)は「いにしえ、世継ぎには三漢紀四・高祖一一年の注)は「いにしえ、世継ぎには三漢紀四・高祖一一年の注)は「いにしえ、世継ぎには三次の志を導く」とある。『後漢書』巻四八・楊本り、少傅は後に在り」とある。『後漢書』巻四八・楊本り、少傅は後に在り、大田の子が八歳になれば、そのたり、大田の子が八歳になれば、そのおり、「本師」とある。『後漢書』巻一一)。

典』巻二〇・職官二)。

東』巻二〇・職官二)。

東』巻二〇・職官二)。

東』巻二〇・職官二)。

東』巻二〇・職官二)。

(4)[注] 応劭がいう。定員は五人、官秩は六百石。

考証

補注の『漢官』にみえる四府とは、太尉府・司徒府

府をいう」とある。 「農翻伝の注には「四府とは、太傅・太尉・司徒・司空の 「大九人、太尉府掾属二十四人、司徒府三十一人、司空 「大九人をいう」とある。また、『後漢書』巻五八・府二十九人をいう」とある。また、『後漢書』巻五八・司空 「大将軍府掾属」とは、大将軍府掾属書』巻六・質帝紀の注に「四府掾属とは、大将軍府掾属書』巻五八・

(5)[注] 応劭がいう。定員は五人、官秩は六百石。

漢では庶子・中庶子の二官がある。 饒伝・蕭育伝・傅喜伝に見える。百官志四によれば、後子があり、銭大昭の説は正しい。太子庶子の例は、葢寛

| 謁者に準じる。 (6)[注] **張晏**がいう。太子先馬は、定員は一六人、官秩は

如淳がいう。前駆(先導役)のことである。『国語』

「先」は「洗」に作ることもある。越語上に「句践がみずから夫差の先馬となった」とある。

前馬=先馬=洗馬であるとする。南子』道応訓などに見える越王句践の事蹟を引用して、ただし『日知録』巻二四・洗馬では、『韓非子』喩老、『淮澤証』『国語』越語上では「先馬」ではなく「前馬」に作る。

(7)補注 王先謙がいう。太子舎人は、秦官である。『史記』 そ六・秦始皇本紀に見える。また鼂錯伝・鄭当時伝・公 巻六・秦始皇本紀に見える。また鼂錯伝・鄭当時伝・公 に見える。後漢は前漢に因った。百官志四には「官秩は に見える。後漢は前漢に因った。百官志四には「官秩は 一人、倉令一人、食官令一人、僕一人、厩長一人、中盾 一人、衛率一人がある。また百官志四には「前漢では、 左・右戸将があり、それぞれ左・右戸直郎をつかさどっ た」とあるが、後漢では廃した。

ではない。

の官号となった」とある。
は、身辺に親しく仕えるものの通称であり、後には私属舎人については、巻一上・高帝紀上の師古注に「舎人と舎衛」であるが、百官志四の原文は「更直宿衛」である。また、補注の「交代で宿衛にあたる」の原文は「更置

一八、将作少府

#### 原文

及左・右・前・後・中校五丞(6)。武帝太初元年、更名東園主章爲木工。成帝陽朔三年、省中候左・右・前・後・中校七令・丞(4)。又主章長・丞(5)。景帝中六年、更名將作大匠(3)。屬官有石庫、東園主章、將作少府、秦官。掌治宮室(1)。有兩丞、左・右・中候

#### 訓読

前・後・中校の五丞を省く(6)。 園主章を更名して木工と為す。成帝陽朔三年、中候及び左・右・中候有り(2)。景帝中六年、更めて将作大匠と名づく名・中候有り(2)。景帝中六年、更めて将作大匠と名づくっ。属官に石庫、東園主章、左・右・前・後・中校の七令・東の(4)。以た・東の五丞を省く(6)。

## 現代語訳

と左候・右候・中候がある(2)。将作少府は、秦官である。宮殿の造営を掌る(1)。二系

景帝中六年(前一四四)、将作大匠と改名した(3)。

属官には、石庫・東園主章・左校・右校・前校・後校・中

中校の五丞とを廃した(6)。 成帝陽朔三年(前二二)、中候と左校・右校・前校・後校・武帝太初元年(前一〇四)、東園主章を改名して木工とした。校の七令・丞がある(4)。また、主章長・丞がある(5)。

#### 注釈

官を踏襲したものである。

「官を踏襲したものである。とであり、つまりは秦軍匠として高祖にしたがい起ち、後に少府となった」とあろう。巻一六・高恵高后文功臣表に「梧斉侯陽城延は、(1)禰注」王先謙がいう。『周礼』冬官の匠人の職のことで

ことは間違いない。しかし、陽城延の就いた「少府」が「将 があって、陽城延が宮殿および都城の造営を掌っていた なった後「長楽、未央宮を造営し、長安城を築いた」と を職掌としており、都城の造営や溝の掘削を掌っていた。 を職掌としており、都城の造営や溝の掘削を掌っていた。 を職掌としており、都城の造営や溝の掘削を掌っていた。

安城造営を掌った可能性も残る。が記されていることから、「少府」として宮殿および長年から二一年にわたって陽城延が「少府」であったこと作少府」であったと即断できない。百官表下には高祖五

対泥は見られない。 『漢旧儀』に、「天子が即位すると、明年、将作大匠が 関連を造営する」とあり、将作大匠が陵墓の造営も掌っ を地を造営する」とあり、将作大匠が陵墓の造営も掌っ でいたことがわかる。 [陳直 一九七九] には、中国科 でいたことがわかる。 [陳直 一九七九] には、中国科 で「将作少

- (2)種注 王先謙がいう。中候の例は、張蒼伝に見える。百宮西に、後漢は「丞一人、官秩は六百石」とだけある。宮志四に、後漢は「丞一人、官秩は六百石」とだけある。所談基 一九八四」は、百官表に両丞があるとされながら、見つかる封泥には「大匠丞」とあるだけなので、両の存在に疑義を呈している。しかし、漢代の他の丞のの存在に疑義を呈している。しかし、漢代の他の丞のが、同文でも明確に丞を分けたものは少なく、これだけを根即文でも明確に丞を分けたものは少なく、これだけを根即文でも明確に丞を分けたものは少なく、これだけを根の方でも明確に丞を分けたものは少なく、これだけを根の方でも明確に丞を分けたものは少なく、これだけを根の方でもある。
- 陳湯伝・佞幸伝に見える。(3)禰注| 王先謙がいう。将作大匠の例は、溝洫志・翟義伝・

は断定できない。
は、官秩は六百石の官と見え、大匠が将作大匠の略称とにはすでに将作大匠とよばれていたと考える説もあるにはすでに将作大匠とよばれていたと考える説もあると押印された遺物が出土しており、秦始皇帝のとき

園大匠に供給する。
動師古がいう。唐でいう木鍾とは、おそらくは章の音が変化したものであろう。東園主章は大材を管理し、東が変化したものであろう。東園主章は大材を管理し、東る作大匠の属官で資材を掌る吏を章曹掾と名づけていた。

本より職務を推定するしかない。本より職務を推定するしかない。本方の工徒を掌った。官秩は六百石。丞は各一人とある。「漢書」にもほとんど記載がないことから、その名記」『漢書』にもほとんど記載がないことから、その名記』『漢書』にもほとんど記載がないことから、その名記』『漢書』にもほとんど記載がないことから、その名記』『漢書』にもほとんど記載がない。

いたと推測する。 保管だけでなく、石材の整備、石工の統括までを行って保管だけでなく、石材の整備、石工の統括までを行って

の音が変化したものであろう)」とは、意味が判然とし者、葢章聲之轉耳(唐でいう木鍾とは、おそらくは章東園主章については、顔師古のいう「今所謂木鍾

という。東園大匠が何を指すのかも不明だが、[浜口重 ない部分があるが、 祖 前漢前期のものとされる「東園主章」封泥がある 木材ではなく陵園関連のものを管轄したとする。なお、 いたと考え、顔師古は東園大匠に資材を供給していた 一九九三]。 一九七一〕は少府属官の東園匠とし、 如淳、 顔師古ともに木材を扱って 建築に用いる [孫慰

祖 以外の重要な建築資材である磚瓦に係わるものとし、『斉 蔵され、「左校丞印」「右校丞印」の封泥がある とする説 [安作璋・熊鉄基 一九八四] が妥当であろう。 行っていたことから考えるならば、刑徒を管理する職掌 校の職掌や、将作大匠が多数の刑徒を動員して大工事を れに相当すると指摘する。しかし、 丞各一人有り」とある記載から、 職儀』に、「漢の将作大匠の属官に前・後・中甄官令・ 国 校については、「左校令印」の印が南京市博物館に収 左校・右校・前校・後校・中校について、[浜 一九九三]。 一九七一〕は、五校のうちのいずれかが石材、 前校・後校・中校がこ 百官志四に記された 「孫慰 木材 口重

(5) 注 考証 章管轄外の木材を管理するものとする。 顔師古がいう。大木全般を取りあつかう。 [浜口重国 一九七一〕は、主章の職掌を東園主

(6)補注 王先謙がいう。巻九九下・王莽伝下に都匠仇延が

> る。 見える。その顔師古注には「都匠とは大匠のこと」とあ おそらく王莽が大匠を都匠と改称したのであろう。

九、詹事

#### 原文

子率更・家令・丞、 詹事、 秦官(1)。掌皇后・太子家。 僕・中盾・衞率・廚・廏長・丞 有丞 (2)。屬官有太 更名長信 3 ° 4

訓読 食官の令・長・丞あり(4)。諸そ宦官は皆な焉に属す **つく** (9)° 信少府と名づけ(8)、平帝元始四年、更めて長楽少府と名 長信詹事は(7)、皇太后宮を掌る。景帝中六年、更めて長 成帝鴻嘉三年、詹事の官を省き、大長秋に并属せしむ(6)。 の長・丞有り(3)。又た中長秋・私府・永巷・倉・厩 少府(8)、平帝元始四年、更名長樂少府(9)。 諸宦官皆屬焉(5)。成帝鴻嘉三年、省詹事官、幷屬大長秋 又中長秋・私府・永巷・倉・廏・祠祀・食官令・長・丞 (2)。属官に太子率更・家令・丞、僕・中盾・衛率・厨・厩 (6)。長信詹事 (7)、掌皇太后宮。景帝中六年、 **詹事は、秦官なり**(1)。皇后・太子の家を掌る。 丞有り  $(5)^{\circ}$ 祠祀

## 現代語訳

大長秋に併属させた(6)。 成帝鴻嘉三年(前一八)、詹事の官職を廃して、(属官を)

長楽少府と改名した(9)。一四五)、長信少府と改名し(8)、平帝元始四年(後四)、長信詹事は(7)、皇太后宮を掌る。景帝中六年(前

意である。(1)[注] 応劭がいう。詹とは省(みる)の意であり、給の

**臣瓚**がいう。『茂陵書』に「詹事は、官秩は真二千石」

韓安国伝・霍去病伝・孔光伝・馬宮伝・外戚伝に見える。禰注 王先謙がいう。詹事の例は、鄭当時伝・竇嬰伝・

き、その置かれた場所に従って官職に名づけた。(2)[注] **顔師古**がいう。皇后と皇太子はそれぞれ詹事を置

石と見える。また長信詹事丞・永巷詹事丞は、官秩はそ||考証| 「二年律令」秩律には、長信詹事は、官秩は二千

ことがわかる。
う「その置かれた場所に従って官職に名づけた」というれぞれ六百石と見える。この二丞の名称から顔師古のい

「家令」というのである。(3)[注] 張晏がいう。皇太子には「家」と称した。ゆえに

**臣瓚**がいう。『茂陵中書』に「太子家令は、官秩は八百石

である。
応劭がいう。中盾は周衛・徼道を掌り、官秩は四百石

官秩は千石」とある。 如淳がいう。 『漢儀注』に「衛率は門の警護を掌り、

である。更の音は工衡の反。 刻を管理する)というのである。ここまでが太子家の官刻を管理する)というのである。ここまでが太子家の官、 (時)

える。率更令・家令・家丞、厨・厩の長・丞の例は、王 大子家令は、官秩は千石。倉・獄を掌る」、「太子僕は、 「太子家令は、官秩は千石。倉・獄を掌る」、「太子僕は、 「太子家令は、官秩は千石。倉・獄を掌る」、「太子僕は、 「太子家令は、官秩は千石。倉・獄を掌る」、「太子僕は、 一人。門衛を掌る」、「太子衛率は、官秩は此千石。丞は 一人。門衛を掌る」とある(以上、『漢書弁疑』巻九)。 王先謙がいう。太子家令の例は、鼂錯伝・疏広伝に見 大名。率更令・家令・家丞、厨・厩の長・丞の例は、王 大名。率更令・家令・家丞、厨・厩の長・丞の例は、王

音工衡反」)が無い。は篆書の字形が似ている。官本には注の末尾五字(「更道」とあるのは、「徼循」の誤りである。「循」と「道」茶伝に見える。中盾の例は、叙伝に見える。応劭注に「徼

審証 漢代の率更について顔師古は「漏刻を治めること | 大学を | 本学る」とする。しかし、前漢の | 東令は一人。宮殿の門戸や賞罰のことを | まる役割を記す。 | 東なる役割を記す。 | 東では一人。宮殿の門戸や賞罰のことを | まったく | 大子率更寺は | 大子本の職掌 | 大子本の、 | 大子本の

である」と注している。とあり、顔師古が「周衛とは宿衛の周密なことを言うのとあり、顔師古が「周衛とは宿衛の周密なことを言うの「周衛」は、巻六二・司馬遷伝に「周衛の中に出入する」

(王莽家)に置かれた官である。厨・厩の長・丞」は、いずれも太子家ではなく安漢公家厨・厩の長・丞」は、いずれも太子家ではなく安漢公家王先謙が王莽伝に見えるとする「率更令・家令・家丞、

(4)禰注 銭大昭がいう。『漢旧儀』に「食官令は、官秩は「二年律令」秩律には、詹事厩長が見えるが官秩は不明。

**王先謙**がいう。百官志四によれば、後漢には中宮私府六百石。丞は一人」とある(以上、『漢書弁疑』巻九)。

中宮永巷の令・丞は各一人あった。

事私府長が見える。

○永巷 「二年律令」秩律には、長信永巷が見える。

○倉「二年律令」秩律には、長信倉が見える。

も皇后宮の官職である。(5)[注] **顔師古**がいう。(中長秋から) ここまでがいずれ

すべて大長秋に所属させた。(6)[注] **顔師古**がいう。皇后の詹事を廃して、(その属官は)

(7) 補注 王先謙がいう。官本がここで改行しているのは誤

ば長楽少府というのである。 長信宮に居住すれば長信少府といい、長楽宮に居住すれ(8)[注] 張晏がいう。太后の居住する宮をその官名とした。

[安作璋・熊鉄基 一九八四]は、太子における詹事は

したことが見える。

皇帝における少府に相当するとする。

(9)[補注] 周寿昌がいう。巻一一・哀帝紀には、恭皇太后(9)[補注] 周寿昌がいう。巻一一・哀帝紀には、恭上志后に「それぞれ左右詹事が置かれた」とある。巻と恭太后に「それぞれ左右詹事が置かれた」とある。巻

伝に見える。
ていたので永信少府があった。このことは巻八六・王嘉王莽伝に見える。哀帝の時に、傅太后は永信宮に居住し王莽伝に見える。哀帝の時に、傅太后は永信宮に居住し王先謙がいう。長楽少府の例は、夏侯勝伝・外戚伝・

翌年、傅・丁両后にはさらに皇太太后・帝太后の尊号を 窓帝が傍系の定陶王から即位した時点では、王太皇太后 京帝が傍系の定陶王から即位した時点では、王太皇太后 を贈り「左右詹事を置」いた。廃止された詹事の官を復 を贈り「左右詹事を置」いた。廃止された詹事の官を復 を贈り「左右詹事を置」いた。廃止された詹事の官を復 を贈り「左右詹事を置」いた。廃止された詹事の官を復 を贈り「左右倉事を置」いた。廃止された倉事の官を復 を贈り「左右倉事を置」いた。廃止された倉事の官を復 がさせたのは、王太皇太后・許皇太后に置かれた長信少 府と同等とすることを憚ったためだと思われる。ただし

> **『『記』に)。。。** 贈り、王・許両后と待遇を等しくすべく、少府・太僕の

官を置いたのである

二〇、将行

原文

訓読

づく(2)。或いは中人を用い、或いは士人を用う(3)。将行は、秦官なり(1)。景帝中六年、更めて大長秋と名

現代語訳

士人を任用することもある(3)。 秋と改名した(2)。中人(宦官)を任用することもあれば、将行は、秦官である(1)。景帝中六年(前一四五)、大長

注釈

(1) 注 **応劭**がいう。皇后の卿である。

宦官である」とある。 「種注」 王先謙がいう。百官志四に「秦の将行を継承した。

|考証| 「二年律令」秩律には、詹事将行は、官秩は六百

石と見える。

である。 長は恒久の意味である。ゆえに皇后の官の名としたの(2)[注] 顔師古がいう。秋は実りを収穫する時であり、

|補注| 王先謙がいう。大長秋の例は、外戚伝に見える。

|| 考証|| 将行から大長秋への改名については、『史記』巻

一一・孝景本紀・中六年六月に見える。

長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、 長秋という呼称の意については、顔師古説のほかに、

(3)[注] 顔師古がいう。中人とは奄人(宦官)のことである。(3)[注] 顔師古がいう。百官志四に、後漢は前漢に因った。「常に宦官を任用し、職は皇后の命令を宣布することを「る。およそ皇后の親族に賜与する、および親族が謁見する。およそ皇后の親族に賜与する、および親族が謁見する。必がある」とある。

詹事・中少府・太僕もまた士人を任用した」とあるよう ||秀証||『周礼』春官・世婦の鄭玄注に「漢の始めは大長秋||

に、士人も用いられた。

二一、典属国

#### 原文

屬官九譯令(7)。成帝河平元年、省幷大鴻臚。昆邪王降(4)、復增屬國(5)、置都尉・丞・候・千人(6)。典屬國(1)、秦官(2)。掌蠻夷降者(3)。武帝元狩三年、

#### 訓読

平元年、省きて大鴻臚に并す。
丞・候・千人を置く(6)。属官に九訳令あり(7)。成帝河武帝元狩三年、昆邪王降るに(4)、復た属国を増し(5)、都尉・典属国は(1)、秦官なり(2)。蛮夷の降者を掌る(3)。

## 現代語訳

る(3)。 典属国は(1)、秦官である(2)。蛮夷の内服した者を堂

属官に九訳令がある(7)。さらに属国を増やし(5)、都尉・丞・候・千人を置いた(6)。武帝元狩三年(前一二〇)に、昆邪王が降伏したとき(4)、

#### 注釈

- によってその存在がわかる [工藤元男 一九九八a]。律十八種」属邦律や「呂不韋戈」・「呂不韋詔事戈」など推定される。[百官公卿表訳注(二) 二〇一一]二、相国・推定される。[百官公卿表訳注(二) 二〇一一]二、相国・
- 馮奉世伝に見える。(3)補注| **王先謙**がいう。典属国の例は、李広伝・蘇武伝・

国の異民族を管理する官であったとする。して典客(大鴻臚)は「諸帰義蛮夷」つまり客臣や朝貢つまり内臣となった異民族を管理する官とし、これに対||秀証||『熊谷滋三 一九九七]は、典属国は、「蛮夷降者」

## (4)[注] 顔師古がいう。昆の音は下門の反。

考証

(前一二一) のことである。(6) 補注を参照。

巻六・武帝紀によると、昆邪王の来降は元狩二年

- がある [工藤元男 一九九八a]。 あるほか、景帝期の「典属国公孫昆邪」(巻五四·李広伝) 期に「属国悍」(『史記』巻一〇・孝文本紀・後七年)が

域伝・叙伝に見える。
王先謙がいう。属国都尉の例は、劉歆伝・匈奴伝・西

り、百官表の記述は正しいとする。 昆邪王らの封侯や五属国の設置は元狩三年のことであ |拷証| [施之勉 二〇〇三] は、功臣表の記述などから、

伝の正義には、五属国の置かれた郡として「隴西・北地・(1)|考証にあげた、『史記』巻一一一・衛将軍驃騎列

田重雄 一九六二] は、「上郡・朔方・雲中・五原・張掖」上郡・朔方・雲中」をあげる。ただ、異説もあり、[鎌

とする (第七章・属国都尉)。

○属国都尉は、居延漢簡に「属国都尉千秋·丞充」(68.48)(周国都尉は、居延漢簡に「属国都尉融」(E.P.F22-70)、「行や「領河西五郡大将軍張掖属国都尉融」(E.P.F22-70)、「行

○成は、先に挙げた居延漢簡の例に、属国都尉丞充とあ○丞は、先に挙げた居延漢簡の例に、属国都尉丞充とあ

○千長・百長は、巻九四上・匈奴伝上に「属国千長義渠 ○千長・百長は、巻九四上・匈奴伝上に「属国千長表 と注する。また、居延漢簡に「第二亭 長舒、属国百長・千長に付す」(148.1=148.42)と見える。 長筋、属国百長・千長に付す」(148.1=148.42)と見える。 「陳直 一九八六」は「千長・百長は簡称であろう、そ では胡名が附されることが多い」とし、『漢印文字徴』 金索五・璽印の属に見える「漢盧水仟長」の印から、盧 水は胡族の名とする。

九訳と官に命名した。 越裳氏は九たび重訳し白雉を献ず」とあることにより、(7)禰注 王先謙がいう。『尚書大伝』に「周の成王の時、

体であり九訳令だけではない。 平元年(前二八)に大鴻臚に統合されたのは、典属国全平元年(前二八)に大鴻臚に統合されたのは、典属国全国であったから両官は合併されたとするが、成帝河に陳直 一九七九]は、九訳令と大鴻臚の訳官の性質

百官表には見えないが、属官として以下の例があげら

れる。

□倉宰」とある。
○倉宰の例は、「羅福頤 一九八七」巻四・新莽官印に「属○司馬の例は、居延漢簡に「張掖属国司馬」(53.8)とある。

\_\_\_\_、水衡都尉

#### 原 文

皆屬少府(9)。 ・工葬改水衡都尉曰予虞。初、御羞・上林・衡官及鑄錢(8)。王莽改水衡都尉曰予虞。初、御羞兩丞、都水三丞、禁圃農・倉、又甘泉上林・都水七官長・丞皆屬焉(5)。上林有農・倉、又甘泉上林・都水七官長・丞皆屬焉(5)。上林有農・倉、又甘泉上林・都水・官長・丞皆屬焉(5)。上林有水・河の・辯銅九官令・丞(4)。又衡官・水司空・都水・大変を、(3)。屬官有上林・均輸・御羞・禁圃・輯濯・鍾官・水衡都尉(1)、武帝元鼎二年、初置。掌上林苑(2)、有水衡都尉(1)、武帝元鼎二年、初置。掌上林苑(2)、有

掌り 又た衡官・水司空・都水・農・倉、 と曰う。 輯濯・鍾官・技巧・六厩・弁銅の九官の令・丞有り(4)。 技巧・六厩の官を省く(8)。王莽、水衡都尉を改めて予虞 禁圃に両尉あり、 官の長・丞は皆な焉に属す (5)。上林に八丞・十二尉有り 9 (6)、均輸に四丞あり、 水衡都尉は(1)、武帝元鼎二年、 (2)、五丞有り(3)。 初め、 御羞・上林・衡官及び鋳銭は皆な少府に属す 甘泉上林に四丞あり(7)。成帝建始二年、 御羞に両丞あり、都水に三丞あり、 属官に上林・均輸・御羞・禁圃 又た甘泉上林・都水の七 初めて置く。上林苑を

## 現代語訳

あり、 農・倉、そして甘泉上林・甘泉都水の七官の長・丞は、 れもこれに属した (5)。上林には八丞・十二尉があり 設置した。上林苑を管轄し(2)、五丞がある(3)。 成帝建始二年(前三一)、技巧・六厩の官を廃した(8)。 均輸には四丞があり、 弁銅の九官の令・丞がある(4)。また、衡官・水司空・都水・ 属官に上林・均輸・御羞・禁圃・輯濯・鍾官・技巧・六厩 水衡都尉は(1)、武帝元鼎二年 禁圃には二尉があり、 御羞には二丞があり、 甘泉上林には四丞がある (7)。 (前一一五)に、 都水には三丞が 初めて 6

初め、御羞・上林・衡官や鋳銭はいずれも少府に属した(9)。

#### 注釈

の池苑を掌るので水衡と称するのである。 (1)[注] **応劭**がいう。昔は山林の官を衡といった。すべて

尉というのである。すべての官を掌るので都という。卒徒と武備があるのですべての官を掌るので都という。卒徒と武備があるので張晏がいう。都水と上林苑とを掌るので水衡という。

を計ることを掌るのである。
顔師古がいう。衡は、平という意味であり、その税入

(2)補注 王先謙がいう。巻二四下・食貨志下に「初め、大(2)補注 王先謙がいう。巻二四下・食貨志下に「初め、大倉の場所)を掌らせた」とある。が多くなり、そこで水衡に上林苑を掌らせた」とある。が多くなり、そこで水衡に上林苑を掌らせた」とある。 
一て、少府とは別に上林苑の離宮・燕休の場所(宴会・休石、少府とは別に上林苑の離宮・燕休の場所)を掌らせた」とある。

王莽は水衡都尉を予虞と改称した

とあり、「官銭」の意味である。

妥当な考えであると思われるが、設置の当初より水衡都 三年(前一一 説明とは合わない。 によって上林苑を管轄するようになったとする食貨志の 尉が上林苑を管轄に置いていたのであれば、 府から独立させたものと考えた「加藤繁 由を上林苑に関連したさまざまの事務が膨張したため少 与えた。この制度の開始は、 告発者には脱税者から没収した資産の半ばを褒賞として 楊可の告緡制とは、 四)である。 脱税者の告発を奨励した制度で、 加藤繁は、 水衡都尉設置の翌年、 水衡都尉設置の理 一九五二。 告緡制導入 元鼎

(4) [注] 如淳がいう。御羞は地名であり、藍田にある。そ(3)補注 王先謙がいう。水衡丞の例は、龔遂伝に見える。

れも苑の名とする。輯濯は、船官である。鍾官は、銭のを御宿といっている。『三輔黄図』は御羞・宜春はいずの土地は肥沃で多くの御進物を産出し、揚雄伝にはこれ

を掌る。

鋳造を掌る官である。

弁銅は、

銅の種類を分別すること

り、 である。 しい食) といい、あるいは御宿というのである。 羞とは、珍羞 顔師古がいう。 藍田にはない。 を産出するところであり、 輯の読みは楫と同じで、 御宿とは、 羞と宿との音が近く、 今の長安城南の御宿川であ 音は集である。 宿とは、止宿の意味 あるいは御羞 濯の音 (珍

ケスカーケスカーウスカー</li

あったが、この六厩ではない(以上、官本考証)。 としてしまったのは間違いである。おそらく上林苑にはとしてしまったのは間違いである。おそらく上林苑にはとれてで、技巧・六厩は廃された。顔師古がこれを一つの官職としてしまったのは間違いである。おそらく上林苑には上林苑で六厩に令・丞が一人ずついて、これを掌っていたのだろう。後に(天子の)六厩等にそれぞれ別に官がたのだろう。後に(天子の)六厩等にそれぞれ別に官があったが、この六厩ではない(以上、官本考証)。

**何焯**がいう。御羞と禁圃は同じ類のものをならべてい何焯がいう。御羞と禁圃は同じ類のものをならべてい

その中で止宿したために御宿という。『三秦記』には「御造り、人の立ち入りを禁止して、(自らは)往来游観し、長安城南の御宿川の中にある。漢の武帝が離宮の別館を長安城南の御宿川の中にある。漢の武帝が離宮の別館を

交哺『巻ーー)。 らこれに当てているのは間違っている(以上、『漢書注らこれに当てているのは間違っている(以上、『漢書注宿園」という」とある。顔師古が、羞と宿の音が近いか

巻九・元帝紀では禁囿に作っている。劉屈氂伝に見える。鍾官の例は、食貨志に見える。禁圃は、官志三に「上林苑令・丞、各一人」とある。輯濯士の例は、王先謙がいう。上林令の例は、張釈之伝に見える。百

林尉印」が見える。

林尉印」が見える。

林尉印」が見える。

林尉印」が見える。

林尉印」が見える。

本成令は一人、官秩は六百石。(略)丞・尉は各一人」と

大成令は一人、官秩は六百石。(略)丞・尉は各一人」と

大成令は一人、官秩は六百石。(略)丞・尉は各一人」と

大成令は一人、官秩は六百石。(略)丞・尉は各一人」と

金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経を文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経を文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経を文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・ 成帝紀に見える。三二)に廃止されたことが、巻一○・成帝紀に見える。老二四下・食貨志下に「水衡・少府・太僕・大農にそれを、虎園嗇夫(巻五○・張釈之伝)・狗監(巻五六・司は、虎園嗇夫(巻五○・張釈之伝)・狗監(巻五六・司は、虎園嗇夫(巻五○・張釈之伝)・狗監(巻五六・司は、虎園嗇夫(巻五○・張釈之伝)・ 対路に関える。 とれる (前と 大きにとれる。 このほか、 (原本) に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』巻一「元延乗輿鼎」に見える)・寺工(『小校経金文録』をいる。

供した」と注している。

「李延年は法に触れて腐刑に処せられ、狗監中に勤務し「李延年は法に触れて腐刑に処せられ、狗監中に勤務し国の工官に相当するとしている。巻九三・李延年伝には閣金文』巻一一「池陽鐙」に見える)があり、これは郡

には ○均輸 る。 直 の例が見える [周暁陸・路東之 二〇〇〇]。 めの膳饈の原料を所管したとする。 ○御羞 にあたったとする。均輸については 官・弁銅の三官が銭の鋳造ならびに原材料の [陳直 の集解に「上林の均輸・鍾官・弁銅令」を指すとする。 鋳銭を禁じ、上林三官だけに鋳造させた」とあり、そ (四) 二〇一二] 「治粟内史」注(4) 「御宿園は栗を出す、 [西安文物保護修復中心 九七九〕は、御羞は御饈の省略であり、 『三輔黄図』巻四・苑囿に引かれた『三秦記. 一九七九〕は、上林苑内の均輸の事を掌るとす 『史記』巻三〇・平準書には 十五枚一勝」とある。 二〇〇四] は、 秦封泥に「御羞丞印 [百官公卿表訳 「すべての郡国に 考証を参照 銅の運 均輸· 帝王のた

で栽培する場所とする。
基 一九八四]は、名前からすると上林苑中で野菜の類の丞がいて百官表とは異なるとする。[安作璋・熊鉄「禁圃左丞」の封泥があることから、禁圃令には二人〇禁圃 [陳直 一九七九] は、『封泥考略』巻一に

直旧蔵、後、西北大学文物陳列室蔵)から、鍾官令には○鍾官 均輸の項を参照。[加藤繁 一九五二]は、鍾官で「鍾鼎の如き銅器も鋳造したであらう。鍾官の名は官で「鍾鼎の如き銅器も鋳造したであらう。鍾官の名はそこから起こったのであらう」と推測している。 陳直そこから起こったのであらう」と推測している。 陳直の報濯 [陳直 一九七九]は、『陝西通志』巻九八・拾遺○輯濯 [陳直 一九七九]は、『陝西通志』巻九八・拾遺○

二丞があったとする。また、鋳銭を行う「上林三官」に

ついては、出土した封泥や漢印と銭范から、鍾官・技巧

熊鉄基 ○技巧 を掌り、 技巧は范を刻する官であるとする。 出土)の存在から、[安作璋・熊鉄基 をもつ五銖范 厩の馬匹が使用する器具を製造していたと考えている。 らかに分れていたとする [陳直 刻范を掌り、 弁銅の三令・丞であるとし、 「技巧銭丞」(『再続封泥考略』巻一)や「巧二」の題字 鍾官の項を参照。[加藤繁 一部分は鋳銭のことをも管理していたとする。 一九八四]は、上林苑内外の山林の鉱物等の税 弁銅は原料を掌り、 (『関中秦漢陶録』巻四、 鍾官は鼓鋳を掌り、技巧は その職守上は非常に明 一九七九]。[安作璋・ 一九五三」は、六 西安漢城向家巷 九八四]

(四) 二○一二] 「太僕」 [注] (4) 参照。 ○六厩 太僕に六厩が見られる。 [百官公卿表訳注

〇弁銅 均輸・鍾官の項を参照。

(5)補注 劉攽がいう。都水官は処々の官に見える。百官表(5)補注 劉攽がいう。都水官は処々の官に見える。水衡の属官を案ずるに、少府や三輔にはいずれもある。水衡の属官上林長が並置していることはない。ということは、甘泉上林長が並置していることはない。ということは、甘泉上林長が並置していることはない。ということは、甘泉上林長が並置していることはない。 後に長・丞を列挙し上林長で一つの官職で、甘泉都水で一つの官職である。 首官表

書疏証』巻五)。 翕西狹頌)に、郡に衡官掾・衡官有秩がある(以上、『漢 家西狹頌)に、郡に衡官掾・衡官有秩がある(以上、『漢 の本籍がいう。漢李翕碑(『隷釈』巻四・武都太守李

王先謙がいう。甘泉倉長の例は、張敞伝に見える。

とする。これは後漢の例である。
○上林衡官 [陳直 一九七九] は、西狭頌・耿勲碑の都水と読むべきで、七は五の誤り」とする。

正」[注](4)を参照。その如淳注に、律に「司空は水「司空」については、[百官公卿表訳注(四) 二〇一二]「宗には「上林に水司空有り。皆な囚徒を掌る官なり」とする。〇上林水司空 巻四五・伍被伝の注に引かれた晋灼の説

及び罪人を主る」とある。

庸 れも甘泉上林が一官の名である証拠となる 氏鍾鼎欵識』巻二〇、五鳳二年造)や「甘泉上林」瓦当・ とする。[陳直 たことに坐して免ぜられたことが記されているし、「曽 王恬唘の曽孫当が元封元年にみだりに甘泉上林に入っ た。しかし、巻一六・高恵高后文功臣表には、 泉上林都水」を甘泉都水と上林都水との二官と解釈し ○甘泉上林・甘泉都水 あったり、「上林農官」と書かれた瓦当があることから、 には「水衡・少府・大農・太僕の各々に農官を置く」と である。[曽庸 一九五九]は、『史記』巻三〇・平準書 もそのように考えたために「六官」しかないと考えたの に「農倉」と一つの官職として考えることが多い。 ○上林農・上林倉 百官表の本文の「農・倉」は、 「農・倉」と二つの官職として解釈すべきだとする。 「甘林」瓦当(『八瓊室金石補正』巻七)をあげる。 一九五九〕には「甘泉上林」と書かれた瓦当がある 一九七九]は、「甘泉上林宮行鐙」(『薛 [加藤繁 一九五二]は、「甘 山都侯 一般

基 一九八四]は、上林には、八丞・一二尉があったが、た」とあることとは合わないとする。[安作璋・熊鉄の面積は三百平方里で、令・丞・左尉・右尉が置かれる証] [陳直 一九七九] は、『漢旧儀』に「上林苑

と警備などを業務とする機構であったろうとする。それは苑中の禽獣の飼育・宮館の管理および全苑の巡回

(7)|補注 王先謙がいう。百官志三に、後漢は「さらに水衡

文は「省水衡属官」である。 | | 考証 | 補注は「省属水衡属官」とするが、百官志三の原

(8)補注 王先謙がいう。巻一〇・成帝紀に見える。

(9)補注 王先謙がいう。百官志三に、後漢は水衡都尉を廃し、「その職掌を少府に併せた。立秋の貙劉の日のたびに、下るの職掌を少府に併せた。立秋の貙劉の日のたびに、物を祖先に供えたまつり。本文の「鋳銭」は、具体的に物を祖先に供えたまつり。本文の「鋳銭」は、具体的には「注」(4)の考証で指摘した均輸・鍾官・弁銅の三官は「注」(4)の考証で指摘した均輸・鍾官・弁銅の三官は「注」(4)の考証で指摘した均輸・鍾官・弁銅の三官は「注」(4)の表記で指摘した均輸・鍾官・弁銅の三官を指すと考えられる。

二三、内史

### 原文

長丞(7)。左内史、更名左馮翊(8)。屬官有廩犧令・丞・尹(5)。屬官有長安市・廚兩令・丞(6)。又都水・鐵官兩分置左〔右〕内史(4)。右内史、武帝太初元年、更名京兆内史、周官(1)。秦因之(2)。掌治京師(3)。景帝二年、

焉(10)。 又有都水・鐵官・雲壘・長安四市四長・丞、皆屬

#### 訓読

### 現代語訳

史・右内史を置いた(4)。 治めることを掌る(3)。景帝二年(前一五五)、分けて左内 内史は周官である(1)。秦はこれに因った(2)。京師を

(5)。 右内史は、武帝太初元年 (前一〇四)、京兆尹と改名した

属官に長安市・長安厨の二令・丞がある (6)。また都水・

鉄官の二長・丞がある(7)。

左内史は、左馮翊と改名した(8)。

長安四市の四長・丞があり、いずれもこれに所属した(10)。属官に廩犠令・丞・尉がある(9)。また都水・鉄官・雲塁・

(1)||考証 劉雨 にその職掌が変容したとする。 を認めている。また [工藤元男 一九九八b] [重近啓 でも内史に京師を治めさせたのである」と一定の関連 るのは)王に親しい人物であるためであり、そのため秦 れを助ける」とあることから、「(宮中で政治を補佐でき 玄注に「大宰がすでに王を補佐し、内史は中にあってこ る。[安作璋・熊鉄基 側近官的な性格が強く[白川静 王の政治を補佐する」とあり、西周金文でも同様に王の あるためであろう。その職掌は「王の八つの法を掌り、 一九九九〕は、春秋の秦が西周の制度を継受し、後 「内史は周官である」とは 一九八六]、「京師を治める」漢の内史とは異な 一九八四] 『周礼』春官に内史が 一九七三][張亜初 は、『周礼』内史の鄭

(3)|拷証||『北堂書鈔』巻五八・設官部一〇に引く『漢官

二○○一〕、郡守とは政治的地位は大きく異なる。は都にあって朝会に参加することを意味し[藤井律之朝請を奉じる」とある。「朝請を奉じる」とは、漢代で解詁』に「三輔の職は郡守のようだが、この官だけは

4)[注] 顔師古がいう。巻二八・地理志に「武帝建元六年(前一三五)、左・右内史を置いた」という。しかし百官表は「景帝二年(前一五五)に分置した」といっており、表と志で異なる。また、『史記』に拠れば、地理志が誤表と志で異なる。また、『史記』に拠れば、地理志が誤る。

正しくない(以上、『漢書弁疑』巻九)。 (別上、『神注) **銭大昭**がいう。百官表上の景帝元年(前一五六)に、 (開注) **銭大昭**がいう。百官表上の景帝元年(前一五六)に、 (前注) **銭大昭**がいう。百官表上の景帝元年(前一五六)に、 (前注) **銭大昭**がいう。百官表上の景帝元年(前一五六)に、 (前注) **銭大昭**がいう。百官表上の景帝元年(前一五六)に、

述べていることからも、この文が本来は「景帝分置左表には景帝のとき分置するといっており誤っている、と理志に武帝のとき左・右内史を置くといっているが、本いずれもこの句を承けて述べているのである。注に、地字が脱したと考えられる。後文の「右内史」「左内史」は、地では、一方のときが、一方のである。注に、地容が、一方のときが、一方のである。注に、地方のである。この箇所は本来「分置左右内史(左・一方のである。この首が本来は「景帝分置左右内史(左・一方のでは、一方では、一方のでは

巻四之一)。

巻四之一)。

を四之一)。

を四之一)。

を四之一)。

を四之一)。

を四之一)。

を四之一)。

『史記正義』論例のみは「左内史・右内史」とする。[補注]に王念孫が「左右内史」と記した例を挙げた中で、

あわせ地理志の原注の記述をまとめると以下の通りであ百官表と地理志の記述に違いがある。後述の主爵中尉も漢の内史の変遷については、顔師古が指摘するように

る。

史とした。武帝の建元六年に分けて右内史とし、太初元し、二年には改めて渭南郡とし、九年にはやめ、また内京兆尹:もとは秦の内史であり、高祖元年に塞国に属

年に京兆尹と改名した。

史とした。武帝の建元六年に分けて左内史とし、太初元し、二年には改めて河上郡とし、九年にはやめ、また内上、二年にはやめ、また内であり、高祖元年に塞国に属

・百官表

年に左馮翊と改名した。

年に右扶風と改名した。
史とした。武帝の建元六年に分けて右内史とし、太初元し、二年には改めて中地郡とし、九年にはやめ、また内は、二年には改めて中地郡とし、九年にはやめ、また内

弘 一九九二]に従いまとめると以下のとおりとなる。百官表と地理志に記述された三輔の変遷を [大櫛敦



内史 秦 ·地理志 雍国領 塞国領 高祖元年 渭南郡 河上郡 中地郡 高祖二年 高祖九年 内史 武帝建元六年 右内史 左内史 主爵都尉 武帝太初元年 左馮翊 京兆尹 右扶風

主爵中尉については後述する。
主爵中尉については後述する。
たところであるが、大勢として景帝期の分置を是とする。
うことである。特に分置の年代については議論されてき
たところであるが、大勢として景帝期か武帝期かとい
この二説の大きな相違点は、①右扶風が秦代の内史か

とである。 十億を兆という。尹とは、正のこ『春秋左氏伝』荘公二二年に「これより京なる(たかい)(5)[注] 張晏がいう。土地の並外れて高いことを京という。

いうのである。
衆数である。意味は大衆の所在をいう。そのため京兆と衆数である。意味は大衆の所在をいう。そのため京兆とは、

は、霍光伝・郊祀志に見える。に見える。東市令の例は、貨殖伝に見える。長安厨の例(6)(補注) 王先謙がいう。長安の東・西市令の例は、食貨志

西両側とする王仲殊の説がある [王仲殊 一九八四]。とする」とある。具体的な場所については横門大街の東市は道西に、三市は道東にある。すべて四つの里で一市記』に、長安に市は九ある。それぞれ二六六歩四方で六記』 長安市について、『三輔黄図』巻二・長安九市に「『廟澤証』 長安市について、『三輔黄図』巻二・長安九市に「『廟

の匡衡・張譚の上奏に「長安の厨官・県官が費用を出し長安厨の職掌について、巻二五下・郊祀志下に成帝期

ることから門の名となった」とある。

ることから門の名となった」とある。長安厨が門内にあなっており、疑わしくても明文が無ければ、もとのままなっており、疑わしくても明文が無ければ、もとのまま祭祀を奉じるべきです」とあり、祭祀に関わっていたこ祭祀を奉じるべきです」とあり、祭祀に関わっていたこ祭祀を奉じるべきです」とあり、祭祀に関わっていたこ祭祀を奉じるべきです」とある。

(7)補注 王先謙がいう。鉄官が鄭県にあったことは、巻

二八・地理志に見える。

考証

鄭県は現在の陝西省華県である。

ある。翊は、佐(たすけるという意味)である。(8)[注] **張晏**がいう。馮は、輔(たすけるという意味)で

である。いずれも祭祀に供えるためである。 ること、犠とは、牲(いけにえ)を養うことを掌ること(9)[注] 顔師古がいう。廩とは、穀物を貯蔵することを掌

では、いずれも河南尹に所属した」とある。『漢官』には「丞一人、官秩は三百石」という)、「後漢祀の犠牲や雁(かり)鶩(あひる)の属を掌る」とあり祀の犠牲や雁(かり)鶩(あひる)の属を掌る」とありに、漢

当な額を取り扱っていたことが窺える。

ことは、巻二八・地理志に見える。 左馮翊都水の例は、馮参伝に見える。鉄官が夏陽にある(10)補注 王先謙がいう。市長の例は、司馬遷伝に見える。

|考証| 夏陽は現在の陝西省韓城の南にあたる。

二四、主爵中尉

#### 原文

#### 訓読

皆な両丞有り(8)。列侯は更めて大鴻臚に属せしむ。元鼎馬に属す(6)。左馮翊・京兆尹と与に是を三輔と為す(7)。名づけ(3)、内史の右地を治む(4)。属官に掌畜令・丞有更めて都尉と名づく(2)。武帝太初元年、更めて右扶風と更めて都尉と名づく(2)。武帝太初元年、更めて右扶風と主爵中尉は、秦官なり(1)。列侯を掌る。景帝中六年、主爵中尉は、秦官なり(1)。列侯を掌る。景帝中六年、

四年更めて二輔都尉を置く(9)。都尉の丞は各一人。

六百石(10)。 太子太傅より右扶風に至るまで、皆な秩は二千石、丞は

## 現代語訳

る土地を治めた(4)。 右扶風と改名し(3)、内史所轄のうち右側(西側)にあた一四四)、都尉と改名した(2)。武帝太初元年(前一〇四)、主爵中尉は、秦官である(1)。列侯を掌る。景帝中六年(前主爵中尉は、秦官である(1)。

厨の四長・丞があり、いずれもこれに所属した(6)。属官に掌畜令・丞がある(5)。また都水・鉄官・厩・廱

置いた(9)。都尉の丞は各々一人である。
所属させた。元鼎四年(前一一三)、あらためて二輔都尉をがある(8)。列侯は(主爵都尉より)あらためて大鴻臚に左馮翊・京兆尹とともに三輔とした(7)。いずれも二丞

六百石である(10)。 太子太傅より右扶風まで、いずれも官秩は二千石、丞は

#### 注釈

- 料のいずれからも確認できない。(1)|考証| 主爵中尉は秦官とあるが、典籍史料、出土文字資
- 一四三)の時点で、すでに「主爵都尉不疑」とある(以上、(2)補注] 銭大昭がいう。百官表下には、景帝中五年(前

『漢書弁疑』巻九)。

- とである。(3)[注] **張晏**がいう。扶とは、助のこと。風とは、化のこ
- 掌が移行したと考える。 一九八五〕は首都に居住した列侯を管理していたため職一九八五〕は首都に居住した列侯を管理していたため職大きく変化したかということは不明である。[崔在容(4)考証 本来の列侯の管理という職制がなぜこのように
- る。牧場の所在地である。という。巻六五・東方朔伝に「益を右扶風とする」とあ決されると、掌畜官におくり、莝(きりわら)をきらせた」(5)[注] 如淳がいう。巻七六・尹翁帰伝に「豪強が罪を判

東大夫に孔子などとなっている。「益」とは人名で、同ことを例えて述べたもので、丞相に周公旦・召公奭、御方朔が武帝に天下の賢士を得、公卿にその人を得ている家証。東方朔伝の「益を右扶風とする」とあるのは、東河道 王先謙がいう。掌畜官の例は、谷永伝に見える。

見える。 られたのであろう」とある。益のことは『尚書』尭典におり、諸苑が多く右扶風にあったことから右扶風に擬せおの注に引く応劭の説では「舜の山沢を掌る官となって

(6)[注] 如淳がいう。五畤が廱に在るために厨があるので

ある。

とするべきである。先に内史の項で「左都水」のことを「補注」 劉攽がいう。原文の「有都水」の「有」はまさに「右」

窮伝に見える。鉄官が雍と漆の二県にあることは、巻王先謙がいう。領護三輔都水の例は、劉向伝・息夫述べ、ここで「右都水」を述べるのである。

二〇一一] 七、奉常・太常の(7)の[注]および|考証||考証|| 五時および廱については、[百官公卿表訳注(二]

一四・地理志に見える。

照。雍は現在の陝西省鳳翔県、漆は彬県である。

(7)[注] **服虔**がいう。いずれも治所は長安城内にある。(7)[注] **服虔**がいう。『三輔黄図』に「京兆は尚冠前街を東の上のた所にあり、もとの中尉府である。馮翊は太上皇に入った所にあり、もとの中尉府である。馮翊は太上皇に入った所にあり、もとの中尉府である。馮翊は太上皇に入った所にあり、もとの中尉府である。馮翊は大上皇に入った所にあり、もとの中尉府である。

|考証||顔師古の引用する『三輔黄図』の文は、今本に見

えない。佚文であろう。

- 右扶風丞の例は、路温舒伝に見える。(8)補注 王先謙がいう。内史丞の例は、芸文志に見える。
- (9)[補注] 銭大昭がいう。「二」は「三」に作るべきである。 巻二四・地理志に、「左馮翊。高陵に左輔都尉の治所がある」とあり、 京輔都尉の治所のことを言わないのは欠文である。 巻 京輔都尉の治所のことを言わないのは欠文である。 巻 ことある (以上、『漢書弁疑』巻九)。

王先謙がいう。官本は「二」を「三」に作る。京輔都 居える。 石輔の例は、 食貨志に見える。 左輔都尉のことは先の中尉の条に見えており、 に見える。 京輔都尉のことは先の中尉の条に見えており、 に見える。 京輔都尉のことは先の中尉の条に見えており、 に見える。 に見える。 方。 左・ 大文ではなく、 銭大昭の説は誤っているのであろう。 左・ 大文ではなく、 銭大昭の説は誤っているのであろう。 左・ に見える。 京輔都尉のことは先の中尉の条に見えており、 に見える。

中二千石」とある。 中二千石」とある。 百官志四に、「太子太傅、官秩は

〔参考文献〕

王仲殊 一九八四 『漢代考古学概説』、中華書局王輝・程学華 一九九九 『秦文字集証』、藝文印書館安作璋・熊鉄基 一九八四 『秦漢官制史稿』、斉魯書社

国礼法と日本律令制』、東方書店 大櫛敦弘 一九九二 「漢代三輔制度の研究」池田温編『中

区別並に帝室財政一斑」、『支那経済史考證』上、東洋文加藤繁 一九五二 「漢代に於ける国家財政と帝室財政との片岡一忠 二〇〇八 『中国官印制度研究』、東方書店

出版社 二〇〇四 『漢鍾官鋳銭遺址』、科学西安文物保護修復中心 二〇〇四 『漢鍾官鋳銭遺址』、科学

国」の問題を中心として―」、『史観』一三四熊谷滋三 一九九八 「前漢における属国制の形成―「五属正藤元男 一九九八 「前漢における属国制の形成―「五属立」、『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』、創文社立」、『睡虎地秦簡よりみた秦代の国家と社会』、創文社工藤元男 一九九八 (東)

崔在容 一九八五 「西漢三輔의成立과ユ機能」、『慶北史学』

10一一年。)

#### 第八 輯

まだりffによりずきに 重近啓樹 一九九九 「秦の内史をめぐる諸問題」『秦漢税役

体系の研究』、汲古書院

周暁陸・路東之 二〇〇〇 『秦封泥集』、三秦出版社

白川静 一九七三 「作冊考」『甲骨金文学論集』、朋友書店

施之勉 二〇〇三 『漢書集釈』、三民書局

西安文物保護修復中心 二〇〇四 『漢鍾官鋳銭遺址』科学出

版社

曽庸 一九五九 「西漢宮殿・官署的瓦当」、『考古』

一九五九—一二

孫慰祖 一九九三 『両漢官印匯考』、大業公司・上海書画出

版社連合出版

張亜初・劉雨 一九八六 『西周金文官制研究』中華書局

一九七九 『漢書新証』(第二版)、天津人民出版社

陳直 一九八六 『居延漢簡研究』、天津古籍出版社

陳直

仁井田陞 一九三三 『唐令拾遺』、東方文化學院東京研究所

浜口重国 一九七一 「漢代の将作大匠と其の役徒」『秦漢隋

唐史の研究』上巻、東京大学出版会、第2刷

百官公卿表訳注(一) 二〇一一 「『漢書』百官公卿表訳

注稿(一)」『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編

十二号

注稿(二)」『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)百官公卿表訳注(二) 二〇一一 「『漢書』百官公卿表訳

一三号

注稿(三)」『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)百官公卿表訳注(三) 二〇一一 「『漢書』百官公卿表訳

十四号

注稿(四)」『大阪産業大学論集』(人文・社会科学編)百官公卿表訳注(四) 二〇一二 「『漢書』百官公卿表訳

十五号

藤井律之 二〇〇一「特進の起源と変遷―列侯から光禄大夫

へ―」『東洋史研究』第五九巻第四号

冨谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究 論株谷一樹 二〇〇六 「『二年律令』にみえる内史について」、

羅福頤 一九八七 『秦漢南北朝官印徴存』、文物出版社 葉其峰 一九九七 『古璽印与古璽印鑑定』、文物出版社